

令和 8 年第 2 回 定例会

民生環境常任委員会会議概要

委員長 関 貴 光

副委員長 山 本 武 朝

1 開催日時 令和8年6月12日（金曜日）午前10時27分～午前11時16分

2 開催場所 第2委員会室

3 審査案件

- （1）議案第103号 青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- （2）議案第105号 青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- （3）請願第10号 18歳以上の軽度・中等度難聴者への補聴器購入費助成制度創設を求める請願

4 報告事項

- （1）令和8年度青森市地域密着型サービス事業者の公募について
- （2）がん検診無料クーポン券の誤送付等について

○出席委員

委員長	関 貴 光	委員	万 徳 なお子
副委員長	山 本 武 朝	委員	木 村 淳 司
委員	小 熊 ひと美	委員	竹 山 美 虎
委員	山 田 千 里	委員	小豆畑 緑

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

環境部長	中 村 敦	環境部次長	武 田 泰 孝
福祉部長	白 戸 高 史	福祉部次長	福 島 清 裕
こども未来部長	大久保 綾 子	こども未来部次長	泉 澤 豊
保健部長	佐 藤 秀 彦	保健部次長	種 市 靖 子
市民病院事務局長	今 国 弘	関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	山 田 達	議事調査課主査	山 下 貴 子
---------	-------	---------	---------

○関貴光委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから、民生環境常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案２件及び請願１件について、ただいまから審査いたします。

最初に、議案第103号「青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第103号「青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

お手元の議案第103号関係資料１を御覧ください。

初めに、「１ 提案理由」であります。今回の改正は、国の基準改正等に伴い所要の改正を行うものであり、主な理由は２点であります。

１点目は、こども性暴力防止法の施行等に伴う改正です。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律、いわゆるこども性暴力防止法が本年12月25日に施行されることに伴い、保育所、認定こども園の設置者等は、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、犯罪事実の確認など必要な措置を講じなければならないこととされたことから、国の基準に合わせ改正するものであります。

２点目は、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴う改正であり、１つに、満三歳以上限定小規模保育事業の創設に係る規定の追加、２つに、幼保連携型認定こども園における主務保育教諭等の規定の追加等、３つに、保育士等の配置基準に関する変更に伴う規定の追加等の３点について、国の基準に合わせ改正するものであります。

資料３ページを御覧ください。

「２ 改正する条例」といたしましては、「（１）『こども性暴力防止法』の施行等に伴う条例改正について」は、No. １からNo. ６の６条例を改正いたします。

「（２）『児童福祉施設の設備及び運営に関する基準』等の改正に伴う条例改正について」は、「①満三歳以上限定小規模保育事業の創設に係る規定の追加」につきまして、No. ７及びNo. ８の２つの条例を改正いたします。

「②幼保連携型認定こども園における主務保育教諭等の規定の追加等」につきまして、No. ９及びNo. 10の２つの条例を改正いたします。

「③保育士等の配置基準に関する変更に伴う規定の追加等」につきまして、No. 11からNo. 14の４つの条例を改正いたします。

「３ 主な改正内容」につきましては、資料５ページから６ページ上段にかけて

記載しております。詳細につきましては、後ほど新旧対照表を用いて御説明いたします。

「４ 施行期日」につきましては、（１）については国の基準の施行日に合わせ令和８年１２月２５日から、（２）①については公布の日の翌日から、（２）②及び③については公布の日から施行するものであります。

それでは、改正内容について、新旧対照表を用いて御説明いたします。

議案第１０３号関係資料２－１を御覧ください。

本条例につきましては、第４８条において指定児童発達支援事業者に係る児童対象性暴力等の防止の規定を追加するほか、当該規定の追加に伴い、第６４条以降において所要の文言修正を行います。

議案第１０３号関係資料２－２を御覧ください。

本条例につきましては、複数の条において、満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う文言修正を行います。

議案第１０３号関係資料２－３を御覧ください。

本条例につきましては、第１１条において、幼稚園型認定こども園等の学級編成の基準について、園児数を３０人以下に改正いたします。また、第１２条において特定理学療法士等に係る規定を、３ページ記載の第２６条において児童対象性暴力等の防止の規定を追加いたします。

議案第１０３号関係資料２－４を御覧ください。

本条例につきましては、ただいま御説明した幼稚園型認定こども園等と同様の改正を行うほか、１ページから２ページにかけて記載の第１６条において、主務保育教諭等の規定を追加いたします。

議案第１０３号関係資料２－５を御覧ください。

本条例につきましては、第７条において、満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う文言修正を行います。また、２ページ中段記載の第１３条は、児童対象性暴力等の防止の規定を追加いたします。

３ページ記載の第１８条及び第２７条は、満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う文言修正を行います。３ページから４ページにかけて記載の第３１条から、６ページ記載の第５３条までは、特定理学療法士等に係る規定を追加いたします。７ページの附則では、満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う文言修正を行います。

議案第１０３号関係資料２－６を御覧ください。

本条例につきましては、第１３条の２において、乳児等通園支援事業者に係る児童対象性暴力等の防止の規定を追加いたします。

議案第１０３号関係資料２－７を御覧ください。

本条例につきましては、第１２条の３において児童対象性暴力等の防止の規定及び第３５条において特定理学療法士等に係る規定を追加いたします。

議案第１０３号関係資料２－８を御覧ください。

本条例につきましては、幼保連携型認定こども園や保育所等における3歳児に係る職員配置基準の経過措置期間を令和10年3月31日までとする規定を追加するほか、当該規定の追加に伴う所要の文言修正を行います。

以上、議案第103号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○関貴光委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 認定こども園の学級の定数を35人から30人にするという条例改正について、経過措置期間が設けられていて、それも新旧対照表で入れているということでしたね——違うんですか。

〔泉澤豊こども未来部次長「よろしいでしょうか」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 こども未来部次長、どうぞ。

○泉澤豊こども未来部次長 この経過措置の基準というものは、もともとあるものですから、今のこの条例改正には関係ないものですので、こちらの新旧対照表には載ってこないものになります。

○関貴光委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 もともとあるから、載らないと。

30人以下に引き下げられること自体はよいことだと思うんです。それで、青森市内の認定こども園は、実態は30人以下なんじゃないんですか。30人を超えていますか。

○関貴光委員長 こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 現在、全て30人以下ということになっております。

○関貴光委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 なので、恐らく経過措置は要らないわけですよ。もともとあったから、それを削除しなかったっていうことでしょうか。

まあ、分かりました。経過措置なしでも、実際は30人以下だということが確認できたので、理解しました。

○関貴光委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第103号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第105号「青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 議案第105号「青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元に配付しております議案第105号関係資料1を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」についてであります。

令和7年度の税制改正により、給与所得控除が引き上げられました。これに対し国は、介護保険料水準を維持するため、令和8年度に限り、改正前の基準で所得を判定するみなし課税の特例を設けました。しかしながら、この特例を一律に適用すると、市民税は非課税であるのに、介護保険上は課税者とみなされるという、制度上の不整合が発生することが判明いたしました。

このままでは、対象となる方の保険料が大幅に上昇してしまうため、市が対象者を特定し、申請によらず市の職権で減免を行えるよう、所要の改正を行うものであります。

次に、「2 背景・経緯」についてであります。

「(1) 税制改正と『国の特例』による影響」にありますとおり、税制改正で給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円へと引き上げられました。これを受け、国は、令和8年度の保険料判定に限り、引き上げられた控除分を最大で10万円合計所得金額に加算して判定する特例を設けました。これが、みなし課税と呼ばれるものであります。

次に、この特例による課題が、資料下段の表にあるケース②となります。

その上のケース①の場合として、もともと市民税課税の方が非課税になったとしても、改正後も国の特例により保険料が据え置かれるため、段階が変わらず影響はありません。

一方で、ケース②についてありますが、ここでは、非課税の範囲内で就労調整をされている方などが、本来は市民税の非課税が維持されるはずが、国の特例により、先ほどの最大10万円を所得に加算する影響で、保険料判定上のみ課税者とみなされてしまいます。その結果、保険料が第1段階の2万3300円から第6段階の9万円へと大幅に上昇してしまうものであります。

資料2ページを御覧ください。

このような不利益を解消するため、中段の図解でお示しするとおり、本市では独自に、太枠の矢印の部分になりますが、上昇した保険料を特例として減免し、元の低い段階に戻す措置を講じる必要があります。ここで重要なのが、次の「3 改正内容」にある減免の手続であります。現行の条例では、減免を受けるためには市民からの申請が必要ですが、今回は対象者が多岐にわたることから、申請漏れを防ぎ、市民の皆様の事務負担を軽減するため、国の方針に基づきまして、市長が特に認め

る場合は申請によらず職権で減免を行うことができるよう、規定を見直すものであります。

具体的な改正内容についてであります。配付しております議案第105号関係資料2の青森市介護保険条例新旧対照表で御説明いたします。

まず、改正前の第11条第1項の規定中にある「申請によって、その」の字句を削除し、改正後の同条第2項に、市長が特別の理由があると認めるときは、申請によらず減免を行うことができる旨の例外規定を追加するものであります。

最後に、本改正条例の施行期日につきましては、公布の日としております。

以上、議案第105号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上であります。

○関貴光委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。山本委員。

○山本武朝委員 今回の、申請なしでもきちんと減免の対応をしていただける措置は、ありがたいです。

それで、具体的にこの手続の処理は、コンピューター上の何かプログラムをいじってとか、その辺は——時折、いろんなそういう作業で、対象範囲が間違っていたりとか、時々ほかのところでもありますので、ちょっと教えてください。

○関貴光委員長 福祉部長。

○白戸高史福祉部長 まず、今年度の賦課情報が6月下旬に出てきますので、まずそのデータを抽出していただいて、それを今、システムを改修しておりますので、そちらに入れ込んで対象者を特定して、そしてこちらから今回の減免の関係のお知らせをするという流れで進めたいと思っております。

○関貴光委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第105号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第10号「18歳以上の軽度・中等度難聴者への補聴器購入費助成制度創設を求める請願」を議題といたします。

市当局の意見等について、説明を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 請願第10号「18歳以上の軽度・中等度難聴者への補聴器購入費助成事業創設を求める請願」につきまして、市の考え方を御説明いたします。

請願第10号を御覧ください。

国の福祉制度における補聴器購入費等の公的助成は、身体障害者福祉法施行規則に定める聴力基準——両耳の聴力レベルが70デシベル以上になりますが、その基準に基づき、身体障害者手帳の交付を受けた方を対象に、全国一律の補装具費支給制度として運用されることが基本となっております。

一方で、身体障害者手帳の交付対象とならない方への助成につきましては、現状、本市において、明確な目的のもとに対象を限定して実施しているところであります。請願1段落目にありますとおり、18歳未満の難聴児、子どもへの助成につきましては、児童の発達支援を目指す県との協調事業として実施しております。また、4段落目の中ほどにありますとおり、65歳以上の高齢者への助成につきましては、加齢に伴い急増する社会的孤立や認知症、フレイルの進行予防という高齢期特有の保健・予防の観点、さらには、令和6年第4回定例会における請願の採択等を踏まえまして、市独自の施策として本年7月から新たに実施するものであります。

請願2段落目にありますとおり、18歳から64歳までの方々につきましても、就労や社会参加などの日常生活において補聴器が重要な役割を果たしていることや、難聴児を持つ保護者の将来的な不安の声、5段落目の中年期の難聴と認知症リスクに関連があるとする研究報告等があることについては認識し、本市としても、その必要性について理解しているところであります。

しかしながら、当該年代への支援は、幼少期からの難聴や中途難聴など背景やニーズが多様であり、特定の疾患予防等の枠組みを超えて、日常生活や社会参加を幅広く支える意味合いが強くあります。また、請願4段落目にありますが、本制度を導入する自治体が徐々に広がっているとの御指摘につきましては、県内におきましても13市町村において実施されていることや、日本補聴器販売店協会が毎年実施している調査では、18歳以上を対象とした助成を実施している自治体は増加傾向にあることは承知しております。しかしながら、昨年度、富山市が実施した調査等によりますと、全国に62ある中核市において実施しているのは愛知県豊田市のみにとどまるなど、本市と同規模の自治体においては導入が進んでいない実態があると認識しております。

加えまして、8段落目にありますが、補聴器への支援が将来的な医療費等の抑制につながるとの推計につきましても、本市における直接的な財政軽減効果として客観的に検証することは困難であります。

したがいまして、身体障害者手帳の交付基準に該当しない方々への対象範囲の拡大は、本来、国全体の福祉制度の中で、全国一律の基準として議論・整理されるべき課題であると考えております。

また、国や県の補助制度がない中で、本市が独自に制度を構築するためには、対象範囲や既存制度との公平性、財源確保の面で多くの課題があります。また、費用の試算に関しましても、7段落目にありますとおり、助成額を1人当たり3万円と

し、年間予算を約1200万円程度と見込まれておりますが、本市が高齢者に対して設定した上限3万円の助成は、あくまで補聴器購入を迷っている方の経済的負担を軽減し、早期受診や活用を促すインセンティブ、動機づけとして設定したものであります。

一方で、就労等の社会参加を支えるための真に実効性のある支援を考えた場合、現在本市が実施している難聴児向けの助成事業の基準額が、国の補装具費支給制度に準じて5万3500円から最大14万4900円となっていることに加え、過去3年間の実際の助成実績が1件当たり約9万円であったことから、必要な助成単価は請願の想定である3万円よりもはるかに高額になる可能性があります。そのため、市単独で対象を拡大し、恒常的に多額の財政負担を伴う制度を維持していくことは極めて困難であると考えております。

以上申し上げましたとおり、18歳以上64歳までの軽度・中等度難聴者への支援につきましては、対象者の状況や支援ニーズが多様であり、また、国全体の制度として整理されるべき課題でありますことから、現時点において本市独自の助成制度を創設する考えはありませんが、今後におきましても、国や県の動向、他自治体の実施状況等について注視してまいります。

以上であります。

○関貴光委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 今の福祉部長の説明のうち、最後のほうのくだりで、助成単価が9万円というのは——この請願は、費用の一部、例えばそれが3万円なら3万円ではなくて、全額を出してくれというように読めるということで御説明いただいたということですか。

○関貴光委員長 福祉部長。

○白戸高史福祉部長 現在、助成している対象は、18歳未満の難聴児と65歳以上の高齢者というように、目的を設定して助成しております。そして、その間の年代の助成をするとなった場合、18歳未満の単価でいくのか、65歳以上の単価でいくのかということを判断することが必要になってくると思っています。

それで、18歳未満の難聴児に関しては、補聴器の補装具の基準をベースに助成しておりますので、平均9万円という実績になっておりますが、高齢者は、年金生活者とかがいっぱいいますので、その高齢者の方々に補聴器をつけてもらうというきっかけづくりというような意味合いもあって、補装具の単価ではなくて、3万円という金額——他自治体の多くで3万円という金額を設定しているんですが、そちらの金額で今やっているという状況であります。18歳から64歳までの方にも補聴器の助成をするとなった場合、補装具ベースの単価でいくのか、そのきっかけづくりの単価でいくのかということを決める必要が出てきますので、それによって、3万円ではなくなる可能性がある。まあ、可能性ですので、3万円になる可能性も

もちろんあるんですけれども、本当にその18歳から64歳までの方が、補聴器が必要で、経済的な部分での支援という意味合いが強くなってしまうと、やはり補装具の単価というものがベースになってきますので、その辺が、これからもし実施するとなつて、制度設計をしていく中で恐らく判断する部分になってくるのかなと思いますして、先ほどの説明をさせていただきました。

以上であります。

○関貴光委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 請願者は、補装具の基準をベースにとり、補聴器をつけるきっかけとしての3万円とかというようには、言っていないですね。そこは確認したいと思います。

一般質問で、相馬議員が大きい声を出して、70デシベルをリアルに表現してくれてよかったと思うんですが、70デシベルという音は、福祉部としてはどのようなレベルだと考えているか、御説明いただけるでしょうか。

○関貴光委員長 福祉部長。

○白戸高史福祉部長 70デシベル以上しか聞こえない方に関しては、やはり日常生活を送る上で支障を来すというような基準を設定して、国全体で、70デシベル以上しか聞こえない方々は身体障害者になるという制度設計がされている状態です。相馬議員がかなり大きい声で言っていましたけれども、あの声が聞こえない方々が、やはり身体障害者手帳を持つ方々という整理になっていまして、それよりも小さい声でも聞こえるような方、軽度・中等度の方々は、国の今の制度の中でいくと、やはり障害者ではない。その障害者ではない方に、ではどこまで公費として助成をしていくのかという判断をするとなると、なかなかやはり、各自治体がそれを決めるのではなくて、国全体でその基準を決めるべきなのではないかなという思いで、先ほど御説明させていただきました。

以上であります。

○関貴光委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 国が決められているのは確かですけれども、市としての認識も確認したいわけなんです。相馬議員は、世界的には、身体障害者というくくりでいうと40デシベル前後とかで、日本はむしろ突出して厳しいというように言っていましたけれども、福祉部としてはどのように思っていますか。

○関貴光委員長 福祉部長。

○白戸高史福祉部長 70デシベル以上というのは、かなり近くで、大きい声で話さないと聞こえないレベルですので、日常生活上でいくと、やはり30デシベル以上の軽度・中等度でも支障を来す場面はもちろんあるとは認識しております。ただ、聴覚障害だけではなくて、視覚障害も、肢体不自由も、様々障害の基準が設けられていまして、そこに当てはまらない方々はたくさんいらっしゃるのかなと思っております。なので、やはりその基準が、何がいいのか。先ほどの医療費の軽減の話も

そうですけれども、その辺は、やはり各自治体で考えるのではなくて、国が全体を見た上で決めるべき基準なのではないかなと考えております。

以上であります。

○関貴光委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 では、私の意見を申し述べたいと思います。

今おっしゃったように、それぞれの基準というものが設けられているのは確かだと思うんです。ただ、聞こえの問題というものは、理解されづらいですよ。目が見えないというのは、目をつぶれば想像できるんですけれども、耳の聞こえなさとか聞こえづらさというものは、なかなか体験できないということで、だからその70デシベルというのはどれぐらいの障害なのか、社会生活を営む上でどれだけ支障があるのかということは、ほかの障害に比べてなかなか共有されない障害だと思うんです。なので、なかなか広がっていかないという面があると思います。

それで、1つは、国がやるべきだということはもちろんそうですけれども、例えば学校給食の無償化でも、中核市である青森市が率先してやったことで、今はもう国に広がっているということで、国に先立ってやってほしいと思っています。むしろ、18歳で終わる理由がちょっとよく分からない。教育上の問題だけではないはずですから。

あと、もう1つだけ。皆さんよく、補聴器は高いからといって、集音器を買うんですよ。でも、集音器はすごいばらばらで、例えばテレビの通信販売なんかでも、2万円で買えるといって皆さん飛びついて、そして実際に買ったなら全然役に立たないというような相談も、私も何件もいただいていて、やはりきちんとした補聴器というものが必要だと思うんです。65歳以上であろうと、18歳以上64歳までの場合であろうと。

そういう意味で、ぜひこの請願は採択すべきだと思います。

○関貴光委員長 ほかにありませんか。山本委員。

○山本武朝委員 今のやり取り、また、福祉部長からの説明を聞いて、こういう福祉的な政策、様々な助成措置、非常に悩ましいと思うんです。できれば採択して進めたいというのが、私ども公明党の考えでもあります。まず今回、65歳以上への助成がスタートするところで、先ほどあったように、やはり対象をどのようにしていくのか、18歳までの難聴児の購入助成の単価なのか、65歳からの補聴器購入のきっかけにする単価なのかということで、この幅が非常に広いので、そこはやはり、この難聴、軽度・中等度の難聴の在り方について、国が1つの方向性を示していただいたほうがいいなと。

まあ、何でも国にやれというのは簡単で、それは逃げになると思うので、安易にこれは国がやるべきだと私も使いたくはないんですけれども、そういった方向性を示す意味で、やっていただければと。先ほど福祉部長も言っていましたが、目が見えない方とか肢体不自由の方とか、さまざまな補装具が、制度のはざまの中で光が

当たっていないところがあります。そうした中で、これはやはり国に基準を含めて検討してもらうべきということで、ちょっと期間を置いて、これ自体を否定するものではないんですけども、継続審査としていくことを提案します。

○関貴光委員長 わかりました。

そのほか、御意見等がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 それでは、請願第10号については、閉会中の継続審査とすべきとの意見がありましたので、まず、閉会中の継続審査とすべきかどうかについてお諮りいたします。

請願第10号については、閉会中の継続審査とすべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第10号については、閉会中の継続審査とすべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○関貴光委員長 起立多数であります。

よって、請願第10号は、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案及び請願の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○関貴光委員長 次に、報告事項に入ります。

初めに、「令和8年度青森市地域密着型サービス事業者の公募について」報告を求めます。福祉部長。

○白戸高史福祉部長 令和8年度青森市地域密着型サービス事業者の公募について御説明申し上げます。

資料の1ページを御覧ください。

まず、「1 目的」についてであります。これは、青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第9期計画に基づきまして、地域密着型サービスの指定予定事業者を選定することを目的に行うものであります。

次に、「2 サービスの種類及び件数」につきましては、地域包括ケアを推進するため、住み慣れた地域での生活を支える地域密着型サービスについて、資料中段にある表の⑦の部分に記載のとおり、第9期計画で当初予定していた6種類、13事業者から、④の部分となりますが、令和6年度に選定した3事業者を除いた残りの6種類、10事業者の公募を予定しております。

その内訳といたしましては、①の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆるミニ特養が2件、②の認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームが2件、③の地域密着型特定施設入居者生活介護が1件、④の小規模多機能型居宅介護が1件、⑤の看護小規模多機能型居宅介護が2件、⑥の定期巡回・随時対応型訪問介護看護が2件の、計10事業者となっております。

なお、令和9年度以降の公募件数につきましては、今年度策定いたします第10期計画の策定作業において検討することとしております。

続きまして、「3 公募圏域」につきましては、まずは（1）①のミニ特養については全圏域を対象といたします。次に、（2）②のグループホームにつきましては、圏域間の定数等に配慮し、既存の定員数が少数の圏域を対象といたします。続いて、（3）③の地域密着型特定施設入居者生活介護、⑤の看護小規模多機能型居宅介護、そして⑥の定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、未整備圏域を対象といたします。最後に、（4）④の小規模多機能型居宅介護につきましては、1つの圏域に2事業所まで整備されることとなるよう、未整備圏域と、整備済事業所が1事業所の圏域を対象といたします。

なお、今回公募いたしますサービスの件数及び公募圏域につきましては、本年5月18日に開催いたしました青森市地域密着型サービス等運営審議会におきまして審議いただき、御承認いただいたところであります。

2ページを御覧ください。

上の表につきましては、令和8年4月1日現在の圏域とサービスの種類ごとの施設・事業所の整備状況であり、網かけ部分が令和8年度の公募圏域を表しております。

次に、「4 スケジュール」につきましては、公募期間を7月1日から10月9日までとし、公募説明会を7月8日に開催することとしております。その後、応募書類の受付を9月28日から10月9日までとし、11月に1次審査を、12月に2次審査と選考を行い、この選考結果を踏まえて事業者を選定することとしております。

最後に、「5 周知方法」につきましては、広報あおもり7月号、市ホームページへの掲載のほか、介護サービス事業者への電子メールにより周知することとしております。

説明は以上でございます。

○関貴光委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 この応募がないという状態がとても深刻なんですけれども、原因はどこにあるのでしょうか。

○関貴光委員長 福祉部長。

○白戸高史福祉部長 昨年度も応募がなくて、同じお答えをさせていただくんですが、やはり近年の物価高騰、資材費の高騰で、建設費がかなり高騰しているという

状況です。あと、介護人材の確保というものも、なかなか厳しい状況が続いているというお声も聞いております。それで、こちらは県の補助金を活用しているんですけども、その補助金も毎年金額を上げていただいているんですが、大体5%ぐらいしか上がっておりませんので、なかなかその実際の建設費は、特に中東情勢とかで資材の確保も厳しい状況が続いているということで、なかなか応募が難しい状況が続いているというように考えております。

以上でございます。

○関貴光委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 これはやはり、国に言っていただくしかないかなと。なかなかこれは、青森市では解決できないなと思っていますので、あらゆる機会ぜひお願いいたします。

○関貴光委員長 ほかにありませんか。山本委員。

○山本武朝委員 ちょっと今のことに関連してなんですが、なかなか手挙げしていただける事業者さんがいないということで、あと、今回のこの資料は、11の圏域ごとに様々なこの施設があって、この一覧表は分かりやすいです。ありがとうございます。

まあ、本当に建設の資材費が高くて、新規でやるにしても、本当にもう倍だそうです。1.何倍とかではなくて。ある方と懇談した際、もう大変な状況であるという、予定が立たないぐらい——特養とかも必要だと思うし、あとはヘルパーさんとかの人材、スタッフを集めるのも本当に大変です。

あと、この中で1つだけ。いわゆる訪問型のヘルパーさん、あと訪問看護かな、この事業者さんも本当に少なく、この表を見ても、今4か所しかないんですね。本当は、まだまだ特養だとか、こういう訪問のスタイルのところはニーズがあると感じているわけですけども、国が示すこの計画と、現実の青森市での応募状況との乖離について、福祉部長はどのように感じていますか。

○関貴光委員長 福祉部長。

○白戸高史福祉部長 今ちょうど、第10期計画の策定年になりまして、今、国から方針が示されてきます。それで、この地域密着型サービスというものが、この11の圏域単位で施設をつくってというような方針で今まで来たんですけども、その圏域単位でよいのかどうかの判断、「狭過ぎるね」と呼ぶ者あり）ええ、市内全域で考えるべきなのか。あとは、有料老人ホームとかサービス付き高齢者住宅がやはり多く建っておりますので、その辺との間で、実際にどこまで行政で特養などで支援をする必要があるのかとか、その辺をやはり一度整理しないと——国の地域密着型の目標数を設定して、実際に募集をかけて、応募がないということがここ何回か繰り返していますので、その辺は整理しないといけないのかなと思っています。中期計画がどこまでやれるかは分からないんですが、その実際に必要な数というものをもう一度整理させていただきたいなと思っています。

以上でございます。

○関貴光委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「がん検診無料クーポン等の誤送付等について」報告を求めます。保健部長。

○佐藤秀彦保健部長 がん検診無料クーポン券の誤送付等について御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

まず、「1 概要」についてですが、がん検診無料クーポン券は、4月20日を基準日として、住民票がある自治体から、子宮頸がん検診は当年度21歳になる女性、乳がん検診は当年度41歳になる女性に送付する国の事業であります。

今年5月29日に、クーポン券を受け取った方から、既に令和7年度に市外に転出しているにもかかわらず、旧住所に送付されたという問合せを受けたことから、調査した結果、誤送付等が判明した次第です。

次に、「2 原因」です。令和8年4月22日に市からクーポン券の作成依頼を受けたシステム運用業者が、システム管理会社に対して、4月20日の基準日に遡って住民記録データ抽出ができるか否かについての確認をしたところ、システム管理会社が、住民記録データの抽出をしなくてもクーポン券を作成できるという旨を誤って回答したということがありました。これを受けて、住民記録データの抽出をしないままクーポン券を作成したところ、システムに残存していた前年度の住民記録データがクーポン券に反映されたということが原因であります。

誤送付等の件数につきましては、「未送付」というように記載しておりますが、前年の基準日以降——4月20日以降に本市に転入したためクーポン券が未送付となっていた方の件数は、子宮頸がん検診で78件、乳がん検診35件の計113件。「誤送付」と記載しておりますが、昨年基準日以降に市外に転出して使用できないクーポン券が送付された件数は、子宮頸がん検診で97件、乳がん検診29件の計126件。続いて、住所変更——昨年の基準日以降に市内で住所移動、転居し住所が変更された件数であります。子宮頸がん検診55件、乳がん検診61件の計116件。合わせて355件となっております。

次に「3 対応」についてですが、本年6月2日に、未送付——転入された方、新たに転入された方へはクーポン券を送付いたしました。また、6月5日には、誤送付——市外に転出された方へは、おわびとともに転出先の自治体から改めてクーポン券が送付される旨の文書を、住所変更——市内で転居された方へは、おわびとともにクーポン券は旧住所の表記でも使用できる旨の文書を送付しております。

最後になりますが、「4 再発防止策」についてですが、市及びシステム運用業者並びにシステム管理会社の相互によるスケジュール管理、それからチェック体制の強化により、再発防止に取り組んでまいります。

説明は以上となります。

このたびは、大変申し訳ございませんでした。

○関貴光委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 質疑はないものと認めます。

そのほか、理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 また、委員の皆さんから御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)